

遊子地区

避難所運営マニュアル

次第

1. 施設利用計画……P1～P3
2. 運営名簿……P4～P5
3. 施設配置図……P6～P8(小学校) P9～P10(公民館)
4. 避難所のルール…P11～P17

2. 避難所の運営体制

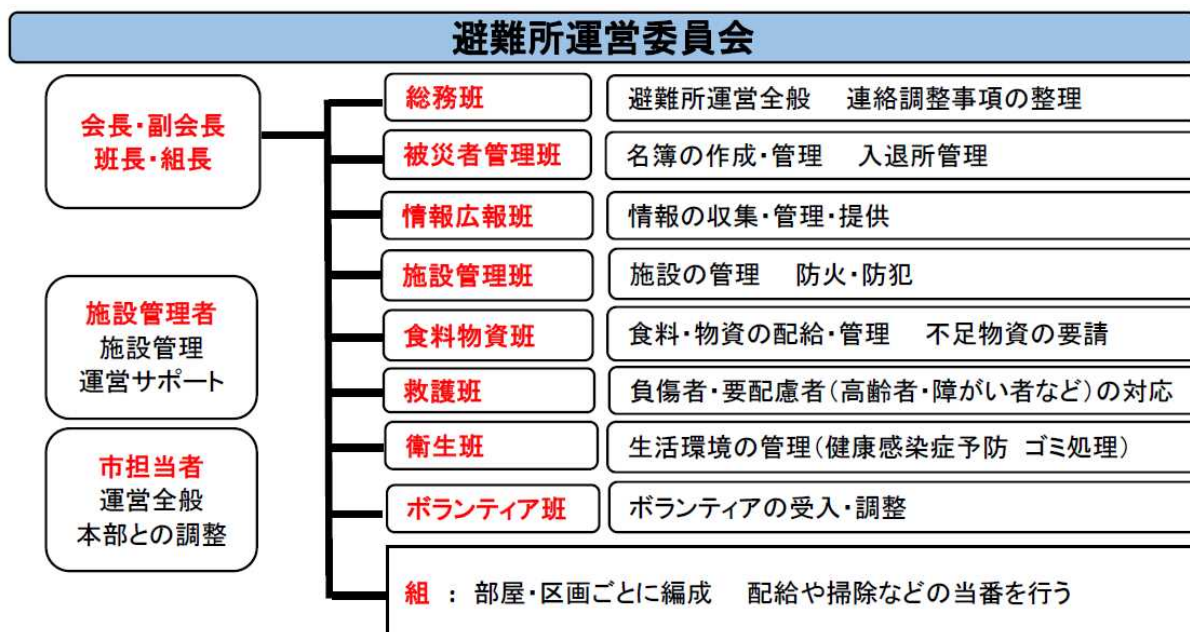
(1) 開設時の参集者

避難所開設時には、市担当者、施設管理者、避難者リーダー（避難所運営委員会名簿を参考）が参集します。参集後は、市担当者、避難者リーダーを中心に避難所を運営します。

避難所運営委員会	
市担当者	避難所の開設・運営のため、避難所に参集する市職員です。（ローテーションによる交替者も含まれます。）
施設管理者	避難所となる施設の管理者（学校の場合は学校の教職員、公共施設の場合はその施設の職員）です。（ローテーションによる交替者も含まれます。）
避難者リーダー	避難所開設時に避難者を代表する方（町内会や自主防災組織等の役員）で、避難所開設の初期の運営に従事します。避難所運営委員会が設置されるとリーダーとしての役割を同委員会に移行し、任務は終了します。
会長、副会長	避難所運営委員会の業務を総括またはこれを補佐するために選任された方です。
班長	避難所運営委員会内に設ける班ごとの責任者です。
組長	避難者の部屋・区画ごとの代表者で、配給や当番等の業務を行う方です。

(2) 避難所運営体制

避難者リーダー、会長、副会長、班長、組長など、地域の代表者を中心に、避難者に協力を求め、避難所運営委員会を組織し、避難所を運営します。



避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。

【遊子小学校】

No.	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部・相談室	体育館
2	○	○	居住スペース	体育館・屋上・
3	○	○	福祉避難(要配慮者)スペース	体育館
4		○	備蓄倉庫	体育館2F
5		○	救護室	体育館
6		○	学校備品保管室	3階踊り場等
7	○	○	授乳室・女性配慮スペース	1F 特活(教室)
8	○	○	体調不良者(感染症等)スペース	診療所
9	○	○	子どもスペース	ゆすっ子ホール
10		○	情報機器設置室	体育館
11		○	情報掲示場所	体育館
12		○	ゴミ置き場	グラウンド
13		○	仮設トイレ設置場所	グラウンド
14		○	救援物資集積所	体育館ステージ
15		○	救援物資配布場所	体育館ステージ
16		○	仮設電話設置場所	体育館入り口
17		○	入浴(水浴び、シャワー設置)	プールシャワー
18	○	○	男子更衣室	体育館
19	○	○	女子更衣室	1F 特活(教室)
20		○	洗濯場所	プール
21		○	男子物干し場	
22		○	女子物干し場	屋上
23		○	ペットスペース	体育館軒下
24	○	○	調理・炊き出し場所	調理室
25	○	○	飲料水	3階踊り場等
26		○	生活用水	体育館、プール
27		○	車中避難車などの駐車スペース	グラウンド
28		○	テントエリア	グラウンド、屋上
29		○	緊急車両用駐車場所	グラウンド

遊子公民館

No.	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部・相談室	事務室
2	○	○	居住スペース	2階和室
3	○	○	福祉避難(要配慮者)スペース	1階和室
4		○	備蓄倉庫	
5		○	救護物資集積所	
6	○	○	道具保管室	倉庫・備蓄倉庫
7	○	○	情報掲示場所	玄関
8	○	○	仮設電話設置場所	
9	○	○	ゴミ置き場	駐車場
10		○	調理・炊き出し場所	調理室・公民館前・番匠漁港
11	○	○	飲料水	
12		○	生活用水	
13		○	車中避難車などの駐車スペース	公民館前・番匠漁港
14		○	テントエリア	
15		○	緊急車両用駐車場所	

○災害前後の遊子地区運営本部として設置する。

○面積が狭い・部屋数もないため、使用目的に限られる。

○土砂災害・倒壊の危険性があるため災害後、安定期の運営がのぞましい。

【使用が難しいもの】

- ・ 救護室
- ・ 授乳室
- ・ 仮設トイレ（マンホールトイレ）設置→小学校に設置
- ・ 入浴
- ・ 洗濯
- ・ ペットスペース など

(3) 避難所運営委員名簿 ※避難所開設後、参集者を中心に決定してください※
遊子小学校

<運営管理責任者>

会 長	校区自治会長	
副 会 長	自治会副会長	
施設管理者	校長 上田 城生	教頭 赤松 等

<避難所活動班> (各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入)

班 名	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名	組名
総 務 班	◎校区自治会長		代理		社会体育委員	
	(小矢の浦)					
被災者管理班	◎自治会副会長		代理		社会体育委員	
	(甘崎)		代理		社会体育委員	
情報広報班	◎矢の浦自治会長		代理		社会体育委員	
施設管理班	◎校長		教頭			
食料物資班	◎津の浦自治会長		代理		社会体育委員	
救 護 班	◎魚泊自治会長		代理		社会体育委員	
衛 生 班	◎水荷浦自治会長		代理		社会体育委員	
ボランティア班	◎明越自治会長		代理			

<各組代表者>

組名	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名

(3) 避難所運営委員名簿 ※避難所開設後、参集者を中心に決定してください※

遊子公民館（番匠集会所）

<運営管理責任者>

会 長	【館長】堀田 古二郎	
施設管理者	【副館長】堀田 利明	【主事】福島 美和

※各集会所は各自治会で運営

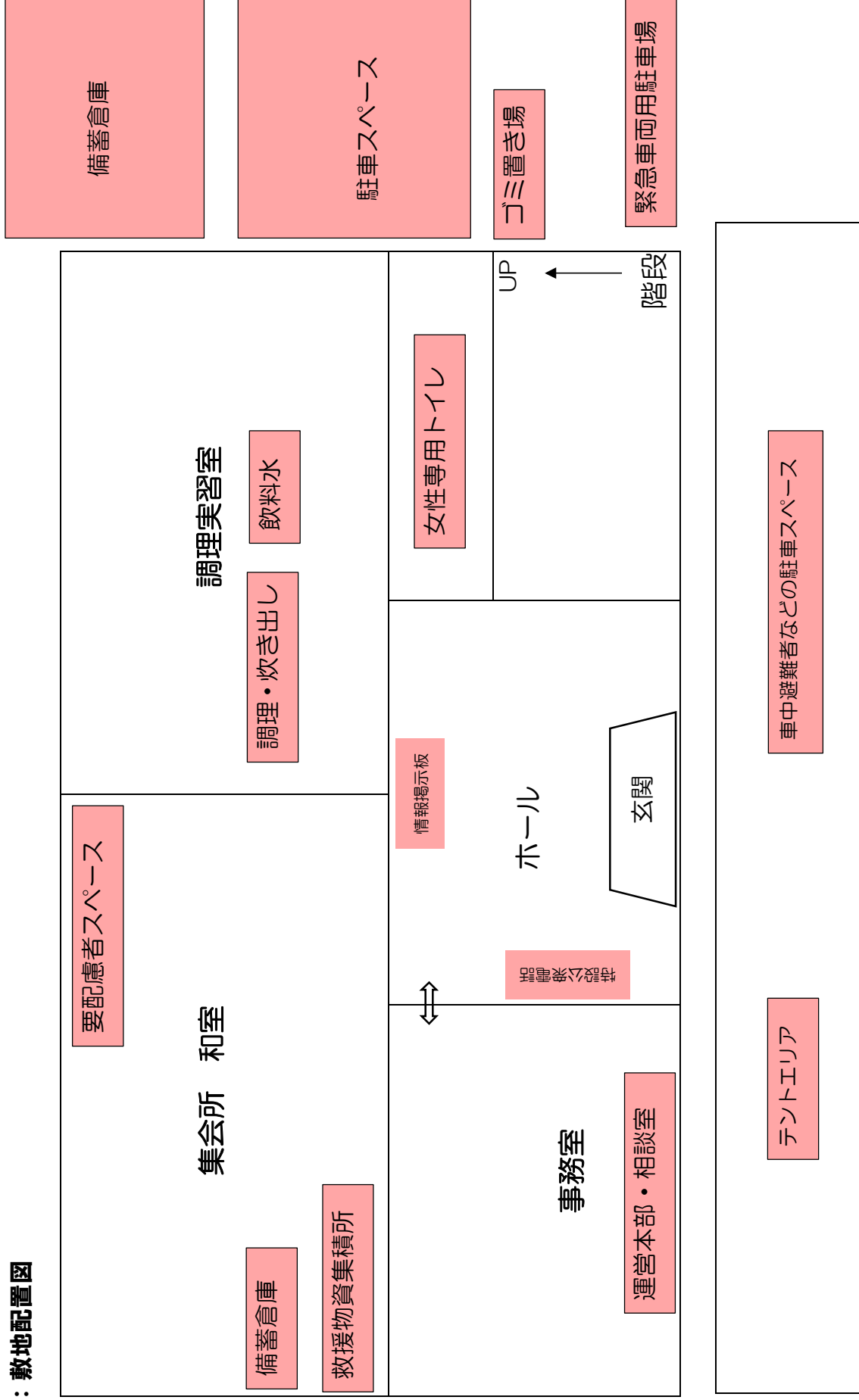
<避難所活動班> （各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

班 名	氏 名	組名	氏 名	組名
総務班	◎【主事】福島 美和			
情報広報班	◎【副館長】堀田 利明			
衛生班	◎【主事】福島 美和			
被災者管理班	◎【番匠自治会長】		○【番匠自治会代理】	
施設管理班	◎【館長】堀田 古二郎			
食料物資班	◎【社会体育委員】			
救護班	◎【番匠民生委員】			

3. 避難所の配置図

遊子公民館：敷地配置図

1F



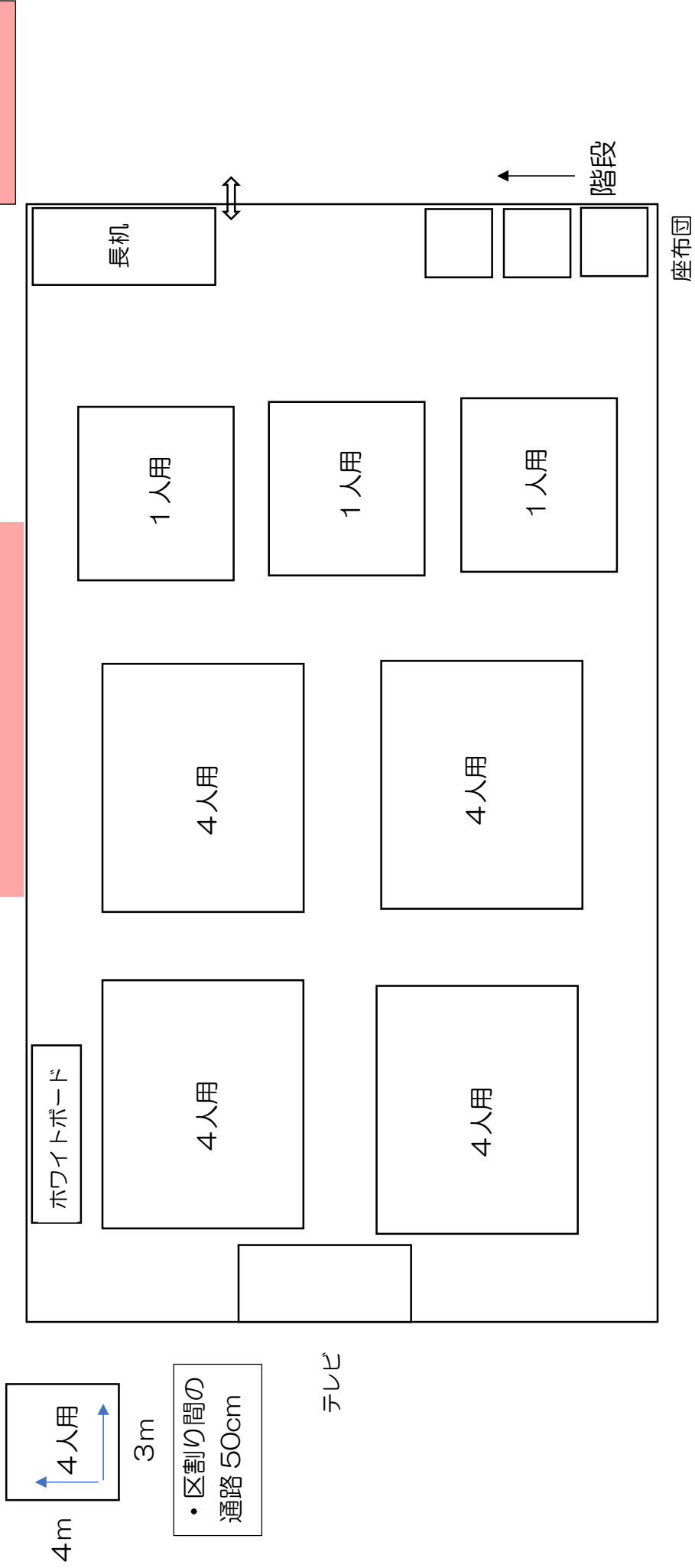
遊子公民館：敷地配置図

2F

【収容人数：約20人】和室

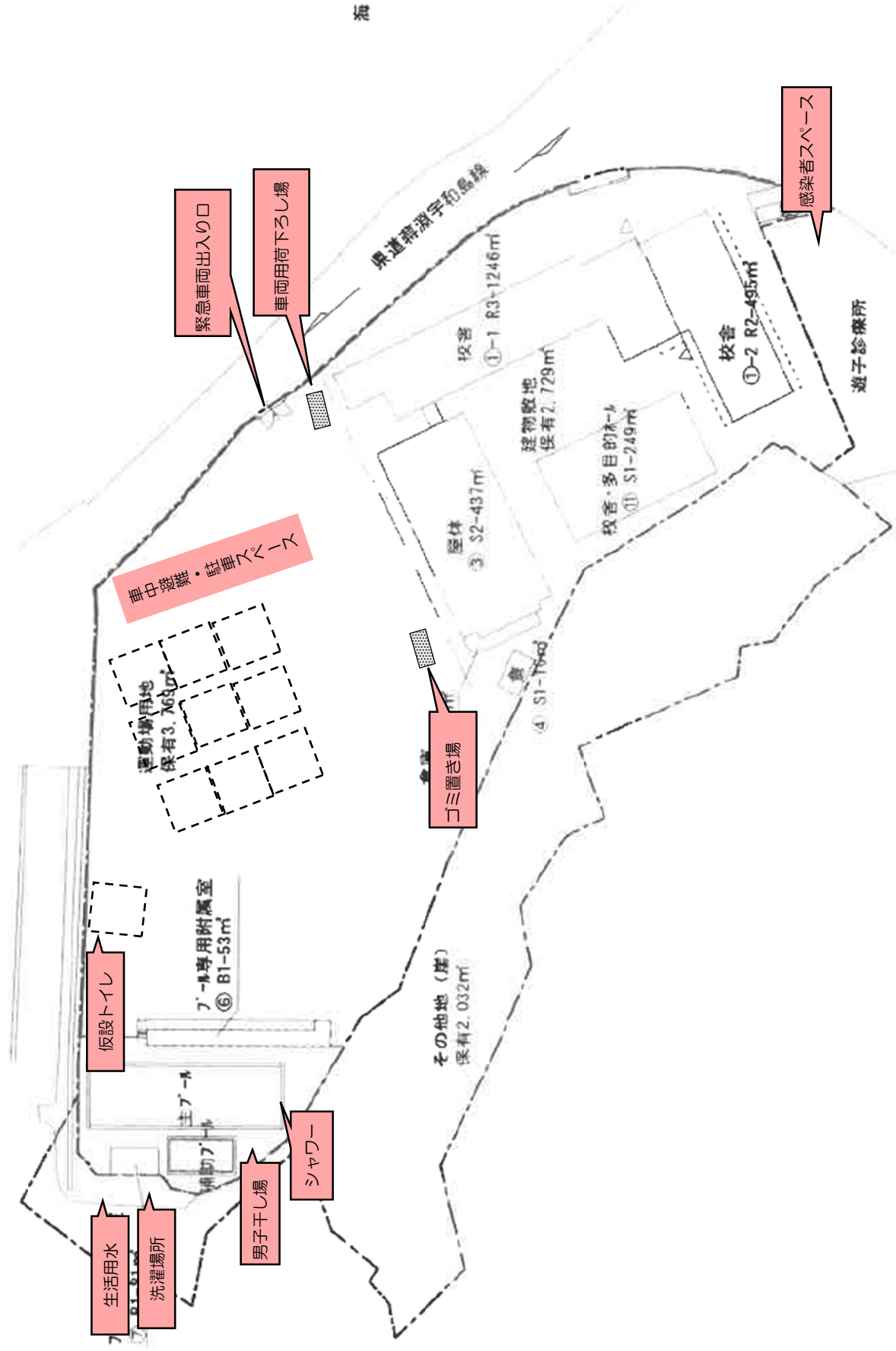
住居スペース

男性専用トイレ



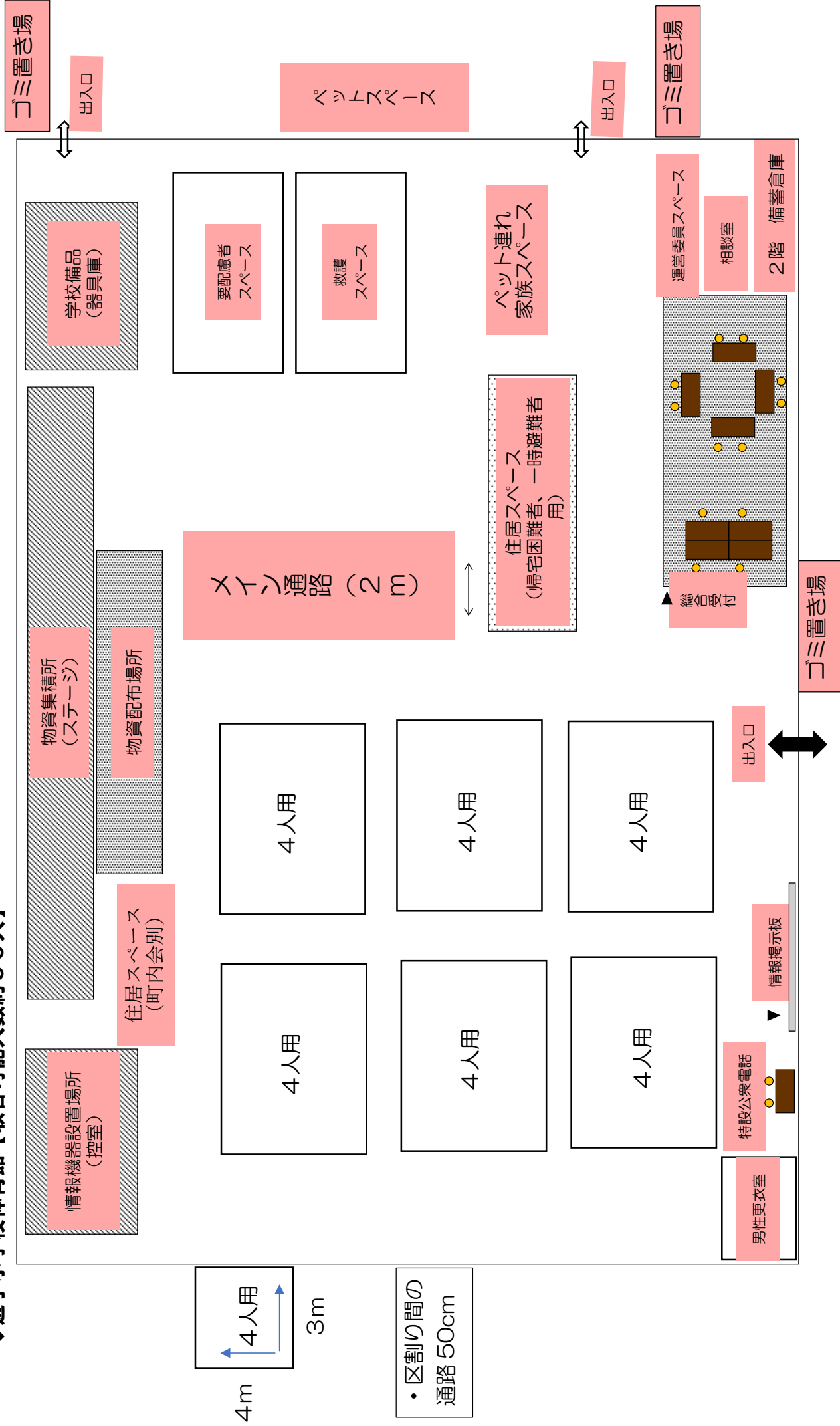
3. 避難所の配置図

◆遊子小学校：グラウンド



3. 避難所の配置図

◆遊子小学校体育館【収容可能人数約60人】



4. 避難所のルール

(1) 避難所全体のルール

遊子公民館・小学校：避難所における共通ルール

◆この避難所における共通ルールは次のとおりです。

◆避難した方は、守るよう心がけてください。

遊子公民館・小学校 避難所運営委員会

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日 9 時と 16 時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの各活動班を避難者で組織します。
- 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。ただし、住宅（家屋）をなくした人に対しては、この限りではありません。
- 4 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資などの配給を希望する在宅避難者等も登録する必要があります。
- 5 校長室や職員室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋には避難できません。また、避難所では居住スペースの移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料・生活物資は、避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) 粉ミルク・おかゆ・おむつなどの特別な要望は、個別に対応します。
 - (5) 食物アレルギーのある方は、原材料などを確認してください。
- 7 消灯は、21 時です。廊下は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
- 8 放送は、20 時で終了とします。
- 9 電話は、8 時から 20 時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用してください。
- 10 トイレは、各トイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
- 11 避難所の清掃は、9 時、13 時に、避難者が交替で行うこととします。
- 12 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 13 飲酒は自粛してください。委員会の許可を得た場合のみ、所定の場所をお願いします。
- 14 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 15 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 16 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 17 感染予防のため、手洗い・うがい・咳エチケット・消毒を励行することとします。
- 18 体調不良がある方は、お知らせください。
- 19 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

※避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

(2) 共同生活上のルール

避難所における共通ルール

区分	内容
生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ●消灯時間： 21 時 00 分 *廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 *防犯のため、避難所運営本部などは、ランタンなどで点灯したままとします。 ●食事時間 朝食： 7 時 30 分 昼食： 12 時 00 分 夕食： 18 時 00 分 *食料の配布は、組・部屋・スペース単位で行います。 ●放送時間： 20 時で終了します。 ●電話受信： 8 時から 20 時まで *放送で呼び出しを行い、伝言を渡します。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯単位の割当区画については、原則として世帯ごとに責任をもって清掃します。 ●世帯区画間の通路など、組単位で共用する部分については、相互に協力して清掃します。 ●避難所全体で使用する共用部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ●トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ●洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ●物干し場は、男女別で定めた場所に干してください。 なお、物干し場は必ず、男性場所は男性が、女性場所は女性が干してください。避難者全員で使用するものについては、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ●共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人たちが責任をもって捨てます。 ●ごみは、<u>宇和島市遊子地区</u>のルールに従い分別（燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装袋・資源物・ペットボトル・特定品目・埋立ごみ）します。
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ●居住区画及び世帯区画は、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにしてください。 ●居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する際には、イヤホンを使用してください。 ●携帯電話は、居住区画ではマナーモードにし、特に夜間は居室内での使用は控えてください。

(3) トイレ使用のルール

女性や子供がトイレに行く際には、複数の人で行きましょう。

1. 災害発生から設備点検まで または 下水道が使用できない場合

f\$ fl

f%fl

f&fl

fi fl

f{ fl

f} fl

2. 下水道は使用できるが、上水道が使用できない場合

f\$ fl

f%fl

f&fl

fi fl

f{ fl

f} fl

f* fl

f\$ fl

f%fl

